

令和元年 10 月 17 日
水戸地方気象台

令和元年台風第 19 号による大雨に伴う

洪水警報・注意報の発表基準の暫定的な運用について

令和元年台風第 19 号による堤防の決壊等の被災状況を考慮し、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を引き下げて運用します。

令和元年台風第 19 号による大雨により、多くの河川で堤防が決壊するなど、甚大な被害が発生しました。これらの河川では、河川施設が復旧するまでの間、比較的少ない降雨でも洪水害が発生する可能性があります。

つきましては、本日 17 日より、気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設定し、比較的少ない降雨の段階から早めに警戒を呼びかけることとします。

暫定基準：通常基準の 7 割

暫定基準を設ける市町村：茨城県内の全市町村

なお、引き続き、河川施設の復旧状況や降雨と災害との関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

問合せ先：水戸地方気象台 担当 井上・花棚
電話 029-224-1106（平日昼間）